

「ソーシャルワークと社会開発についてのグローバル アジェンダ」

第2段階のグローバル アジェンダの観測地点 (Observatory) の設立についての申し込みに関するガイドライン

展望

3つの国際機関 (IASSW と ICSW と IFSW) は、ソーシャルワークと社会開発への貢献が明確であり、すべての個人が公平で正しい世界において積極的な役割を果たすことができるためのグローバル アジェンダについての展望を示す。

目的

グローバル アジェンダの趣旨にかなった、ソーシャルワーカーや教育関係者や社会開発の実践者らの活動の功績について、それを明らかにし、信頼性を与え、今後の活動を促し、その貢献を強化するための証拠 (エビデンス) を集めるにあたり、3つ国際機関は互いの協力を強め発展させることを決定した。活動はグローバル アジェンダの掲げる4つのテーマに沿って構成される。それらは、社会的経済的平等の推進 (2012-2014) と人間の尊厳と価値の推進 (2014-2016)。これらのテーマは引き続き継続される。実践や教育のために適切な環境を保障することが中心になっていることは依然として変わるものではない。グローバル アジェンダの観測地点はアジェンダが関連する事柄の実行について監視と報告を行う。

観測地点の構造と過程

IASSW と ICSW が定めるグローバル アジェンダ観測地点の仕事は次のような構造と過程で進められる。われわれの願望は、この10年の間に強固で信頼できる観測地点を確立することである。グローバル アジェンダの観測地点は、アジェンダの活動について共に調査や分析や統合や報告などを行いうる同じ地域のネットワークや連合体で構成される。

グローバル アジェンダの第1期 (2012-2014) は、参加する活動を組織化する段階であり、その活動は国際3団体の地域構成に属し、国際3団体のいずれかが任命した世界的または地域的なコーディネーターが行うものである。

3団体は現在、グローバル アジェンダの観測地点の過程の第2段階にきている。この過程で行うことは、グローバル アジェンダの優先的なテーマの実施の結果 (エビデンス) を普遍化できる地域の観測地点を選択することである。地域の報告は、「人間の尊厳と価値

の推進」という2016年のグローバルリポートにのっとったものとなることが求められている。

第2の観測地点の報告は韓国、ソウルで2016年に開催される国際合同会議で紹介され、その中心議題にあるであろう。報告は雑誌 *International Social Work Journal* で特集され、メディアを通して世界に発信されることになる。

地域の観測地点への参加申し込み要項

IASSW と ICSW と IFSW は最初の段階として、まず関心のある団体からの具体的な提案を募集する。3団体は申請を行った組織体と、それが観測地点にとり最適なものとなるように調整を行うべく事前に話し合い、以下に述べる特別な要求について説明する。

申請と選別の過程は次の通りである。1) 正式な申請が予定された地域の当事者 (host) から提出される。2) 申請者と該当する地域組織を含む契約過程の形式が、国際組織により承認されている。3) 観測地点の当事者の選定は、国際組織から承認されている地域組織が行う。

提出される申請書には少なくとも次の事柄が含まれていなければならない

- 1 パートナーシップの対象の基準としては高等教育機関や専門職実践を行う団体が含まれるように調整される
- 2 運営管理 (Governance) には、パートナーシップが明らかになるように、3国際組織の地域組織の関係者が含まなければならない
- 3 申請を受けた地域の観測地点はアジェンダの活動についてどのような形で研究や分析やまとめや報告に参加するかについての概要が示さなければならない
- 4 関連する分野についての優れた研究と報告の情報提供や普及状況を、それと関連する専門的ならびに学術的な信頼性や手法をも含めて、その事実 (evidence) を示さなければならない。
- 5 他の地域観測地点ならびに3国際組織と協力して作業を進めることに積極的にコミットしなければならない。
- 6 以前の活動においてもその資源が非常に有効であったという証拠も示して、提案された活動を実施するために必要な資源の普遍化を提案しなければならない。
- 7 3国際組織が関心をもつ分野における実践と教育の発展に、観測地点の組織がいかに寄与するかについての新しい考え方を示し、研究に実践者を加えて行うという新しい方法により、その地域にあるさまざまな声を表明させるための普及と提案の新たな方法を生み出す。
- 8 3国際組織の公用言語 (英語、フランス語、スペイン語) の一つを用いて作業する能力が必要である。

9 申請書は国際組織の公用言語の一つを用いて提出される。申請書が英語でない場合には、英語の要約が必要となる。

申請書は e メールで国際組織のいずれか一つ宛てに送付すること

IASSW abyetasse@yahoo.fr

ICSW szelenev@icsw.org

IFSW rory.truell@ifsw.org

申請過程に関する質問はとりあえず 3 国際団体のいずれか一つに e-メールで問い合わせしてほしい

申請書が受理されるとそのコピーはパートナー組織に送られる。